

○ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〽三 略」</p> <p>四 金融機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者（法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。以下同じ。）</p> <p>「ロ〽リ 略」</p> <p>「五〽七十七 略」</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〽三 同上」</p> <p>「ロ〽リ 同上」</p> <p>「五〽七十七 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	